

家族の健康 国保から



みなさんに納めていただく国民健康保険税は、健康でいきいきした生活を守るための医療費にあてる大切な財源です。安心して医療が受けられるよう、保険税は納期限内に納めましょう。

平成24年度の国民健康保険税が決まりました

	内容	医療給付費	後期高齢者支援金	介護納付金
所得割額	前年の総所得金額等から基礎控除額33万円を引いた額の	7.45%	2.5%	1.3%
均等割額	加入者1人につき	28,000円	9,000円	13,000円
限度額	1世帯に賦課される上限額	51万円	14万円	12万円

広報かわぐち5月号でお知らせしましたが、今年度から課税方法が変わりました。また、所得の少ない世帯には、前年所得に応じて、均等割額の7割・5割・2割が軽減される制度があります。(軽減措置を受けるには所得の申告が必要です)

保険税の納付方法

国民健康保険税は、市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストアで納期限内に納めてください。

※コンビニエンスストアでは、バーコードのない納付書や納期限が過ぎているものは納付できません。

高齢受給者証を送付します

70～74歳までのかたには、8月1日からお使いいただく「高齢受給者証」を7月中旬に送付します。なお、一部負担金の負担割合は、平成24年度市・県民税の課税標準所得に基づいて判定しています。

納付が困難なときはご相談を

災害や特別の事情で生活が著しく困窮し、納付が困難なときは、申請により保険税や一部負担金の減免、高額療養費受領委任払い制度などを受けられる場合があります。また、会社の倒産や解雇・雇止めなどによって離職したかたには、保険税を軽減する制度が平成22年4月から設けられています。お早めにご相談ください。



保険税を納めないあなたや家族が困ります

保険税を滞納し、納付相談などにも応じない場合は、以下のような措置をとります。

■納期限を過ぎると督促を行います
・本税に対して延滞金が加算されます。

■納期限から1年を過ぎると
・有効期限の短い保険証を交付します。

■さらに滞納が続くと
・特別な事情がある場合を除き、保険証を返還していただき、代わりに「資格証明書」が交付されます。この場合、医療費は全額自己負担となり、後日申請により払い戻しすることになります。
・そのほかに財産の差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

納付が困難なときは、納期限が過ぎる前に必ず相談を

問い合わせ…国民健康保険課 ☎048-259-7669 (納税に関することは☎048-259-7671) FAX048-252-4471

平成24・25年度の保険料

$$\text{年間保険料 限度額55万円} = \text{均等割額 41,860円} + \text{所得割額 (総所得金額等-33万円) \times 8.25\%}$$

※保険料の率は埼玉県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに決められます。
※保険料は個人単位で計算されます。

FAX 048(258)0670
☎ 048(259)7653

問い合わせ…高齢者保険事業室

※年金からの天引き(特別徴収を口座振替に変更することができません。ご希望のかたはお問い合わせください。

※普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替をおすすめします。

●ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。

●年度途中に加入されたかた

●普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替をおすすめします。

●ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。

●介護保険料が年金から天引きされていないかた

●年度途中に加入されたかた

●普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替をおすすめします。

●ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。

●介護保険料が年金から天引きされていないかた

●年度途中に加入されたかた

●普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替をおすすめします。

●ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。

●介護保険料が年金から天引きされていないかた

●年度途中に加入されたかた

●普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替をおすすめします。

●ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。

●介護保険料が年金から天引きされていないかた

●年度途中に加入されたかた

●普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替をおすすめします。

●ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。

●介護保険料が年金から天引きされていないかた

●年度途中に加入されたかた

●普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替をおすすめします。

●ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。

●介護保険料が年金から天引きされていないかた

●年度途中に加入されたかた

●普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替をおすすめします。

●ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。

●介護保険料が年金から天引きされていないかた

●年度途中に加入されたかた

●普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替をおすすめします。

●ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。

保険料の納付方法

個人ごとの保険料は7月中旬に通知します。

保険料は原則として年金からの天引き(特別徴収)となりますが、次のかたは納付書または口座振替などで、7月から2月までの8期に分けて納めていただきます(普通徴収)。

●年金の受給額が年額18万円未満のかた

●介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額が年金額の2分の1を超えるかた

●介護保険料が年金から天引きされていないかた

●年度途中に加入されたかた

●普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替をおすすめします。

●ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。

●介護保険料が年金から天引きされていないかた

●年度途中に加入されたかた

●普通徴収のかたは、納め忘れがない口座振替をおすすめします。

●ご希望のかたは納付書裏面に記載の金融機関で直接お申し込みください。

後期高齢者医療制度に加入しているみなさんへ

新しい被保険者証を送付します

被保険者証は毎年8月1日に更新されます。8月1日以降は、7月中旬に簡易書留郵便で送付する新しい被保険者証をお使いください。



東日本大震災で避難されているかたへ

東日本大震災の被災区域または東京電力福島原発事故による警戒区域等から本市に転入し、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入されたかたは、減免を受けられる場合があります。各担当課(室)へご相談ください。